

(株)バロー本部・物流センター建設に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

< 総括的事項 >

- 1 当該事業の実施に当たり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じた時は、必要に応じて選定項目及び選定手法等を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- 2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境問題が生じた場合、又は予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。
- 3 工事中及び供用後における環境保全措置を的確に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境負荷の低減に努めること。
- 4 貴重な生物種の保護の観点から、当該種の生息場所等に係る情報の取り扱いについて十分注意し、評価書の作成に当たっても配慮すること。

< 個別的事項 >

【振動】

- 5 工事中の建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測について、使用した伝搬計算式の係数の妥当性を検討すること。また、係数の設定根拠を明らかにすること。

【動物、植物、生態系】

- 6 貴重種保全区域内の湧水湿地を的確に保全していくためには、湿地への地下水の涵養源となる地盤・地下水環境について、事業の実施に伴う影響を可能な限り低減する必要があるため、こうした観点を踏まえ、湿地への地下水涵養量の変動予測も適宜考慮したうえで、事業計画及び環境保全対策の見直しを行うこと。
なお、見直しに当たっては、地盤・地下水環境の専門家の意見を踏まえて慎重に検討するものとし、その検討経過についても明らかにすること。
- 7 湧水湿地性植物群落に係る事後調査の調査期間については、湧水湿地に影響を及ぼすおそれのある区域を造成する工事に着手した以降の3年間とすること。また、事後調査の結果、湧水湿地性植物群落の生育環境への影響が認められる場合は、専門家の意見を踏まえて適切な措置を講ずること。
- 8 予測結果において、「事業の実施による影響は小さいと予測される。」との記載が多くあるが、土地の改変により貴重種の群落や個体の一部が消失する場合など事業の実施による影響が必ずしも小さいとはいえない項目が認められる。
全ての予測項目に係る事業の実施による影響を再検討し、予測結果の記載について必要な修正を行うこと。
- 9 貴重種保全区域における湧水湿地性植物群落及び湿性林については、専門家の指導・助言を得ながら適切な管理方法を設定すること。

1 0 オオタカに係る事後調査の調査時期は準備書に記載のとおりで差し支えないが、調査日数を1回当たり3日間以上とするなど確認漏れがないよう配慮して実施すること。

【緑化計画】

1 1 造成森林及び緑地区域の緑化に当たっては、貴重種保全区域との関連性や潜在自然植生を考慮し、専門家の指導・助言を得ながら適切な植栽種を選択して実施すること。

【供用後の事業活動】

1 2 供用後の事業活動に当たっては、周辺の住環境への影響を低減するよう努めること。特に夜間については、照明の配置や騒音の発生防止に十分配慮すること。

1 3 1 から 1 2 の措置について、評価書に記載すること。